

令和8年度 建設工事等に係る入札契約制度の改正について

建設業においては、若い世代の入職・定着が進んでおらず、依然として就業者の減少が続いています。こうした状況の中で、建設業を持続可能な産業としていくためには、本市も建設業者とともに、長時間労働の是正など働き方改革の推進や建設現場の効率化による生産性向上の取組を後押ししていく必要があります。

また、今年度に入り入札不調が増加しており、事業を円滑に進めていくための対策が急務となっています。

以上を踏まえ、令和8年度は、次のとおり制度の改正を行います。

制度改正

1. 設計金額 500 万円以上 1,000 万円未満の建設工事の発注について
2. 土木一式工事D等級の発注について（試行）
3. 現場環境改善費の積算への導入について
4. ICT活用工事の拡大について

※ 建設コンサルタント業務等に係る入札契約制度の改正はありません。

1. 設計金額 500 万円以上 1,000 万円未満の建設工事の発注について

これまで本市では、設計金額 500 万円以上 1,000 万円未満の建設工事の発注について、一部の業種（土木一式、建築一式、とび・土工・コンクリート、屋根、防水、内装仕上、機械器具設置、さく井、消防施設、解体）の工事発注において、指名競争入札により契約相手を決定していました。

これらの工事について、入札手続における更なる透明性・公正性・競争性の確保及び令和 7 年度に 20% 近くに達した不調発生率を低減するための対策として、以下のとおり入札方法を一般競争入札に変更します。この変更により、設計金額 500 万円以上 1,000 万円未満の建設工事の発注は全ての業種で一般競争入札となります。

【入札方法の変更部分】

	改正後(令和8年度)	現行(令和7年度)
土木一式、建築一式、とび・土工・コンクリート、屋根、防水、内装仕上、機械器具設置、さく井、消防施設、解体のうち 設計金額500万円以上1,000万円未満	一般競争入札	指名競争入札

◆ 令和8年4月1日以降に入札公告を行うものから適用します。

2. 土木一式工事D等級の発注について(試行)

「大分市が発注する建設工事の指名競争入札参加者選定に関する要領」において、設計金額 500 万円未満の工事は指名業者数を 6 者とする基準を設けています。しかしながら、本市発注の土木一式工事 D 等級の案件のうち、設計金額 500 万円未満で指名競争入札により契約相手を決定する工事について、入札件数の増加に伴う技術者不足などから、令和7年度の不調発生率は 25% 近くに達しています。

そのため、不調対策として、当面、試行的に指名業者数を 8 者に増やし、不調抑制効果を検証します。

【指名業者数の変更部分(土木一式工事D等級)】

	改正後(令和8年度)	現行(令和7年度)
D 等級のうち 設計金額500万円未満	指名競争入札 指名業者数8者(原則)	指名競争入札 指名業者数6者

※ただし、実績等から複数業者の応札が見込める場合は、指名業者数6～7者も可とします。

※障害者雇用促進企業等の優遇措置指名については、従来どおり1者の追加指名とします。

◆ 令和8年4月1日以降に指名執行通知を行うものから適用します。

3. 現場環境改善費の積算への導入について

建設業は、若手技術者の入職率が低く、将来の担い手確保が課題であるとともに、建設現場においては、周辺住民の工事への理解、協力を得ながら進める必要があります。

そのため本市では、現場労働者の作業環境の改善、建設現場における周辺住民の生活環境への配慮や一般市民に対する建設事業の広報活動を図ることを目的として、現場環境改善費(※注)を導入します。

(※注) 工事に伴い実施する現場環境改善(仮設備関係、営繕関係、安全関係、地域連携)に関する費用であり、現場の施設や設備に関する熱中症対策・防寒対策なども含まれる

①対象工事

屋外作業が主たる工事(営繕工事は除く。)とします。

ただし、災害復旧工事については、熱中症対策・防寒対策のみ計上可能とします。

②発注方式

受注者が、施工計画書提出時に実施の意向について監督員と協議を行い、実施の有無を決定します。

③費用負担

施工計画書に記載された全ての実施内容の履行が確認できた場合に、契約変更を行うものとします。

積算については、土木工事標準歩掛に基づき率分で計上し、熱中症対策・防寒対策は、積み上げ計上を行います。

また、熱中症対策・防寒対策のみの履行でも積み上げ計上することができます。

◆ 令和8年4月1日以降に入札公告又は指名執行通知等を行うものから適用します。

4. ICT活用工事の拡大について

ICT(情報通信技術)施工に精通した技術者・技能労働者の育成を図るため、ICT活用工事(※注)の対象を拡大します。

(※注) 工事前測量から工事、検査までの工程において、ドローン、GPSやコンピューター付建設機械などの情報通信技術を活用する工事

①対象工種

	改正後(令和8年度)	現行(令和7年度)
対象工種	令和7年度までの工種に加え ・擁壁工 ・河川浚渫工 ・港湾浚渫工 を追加	・舗装(路盤工)面積1,000㎡以上 ・舗裝修繕(切削工)面積3,000㎡以上 ・土工 ・作業土工(床堀工) ・付帯構造物設置工 ・地盤改良工 ・法面工

対象工種は特記仕様書に「ICT活用工事」であることを明示します。

②発注方式

受注者が、本市の「ICT活用工事実施要領」に基づき「全面」又は「部分」活用を選択できる「受注者希望型」とします。

③費用負担

発注は、従来施工に基づく積算にて行うものとし、受注後においてICT活用工事を実施する場合には、大分県土木工事標準歩掛(ICT施工)と国土交通省ICT活用工事積算要領に基づいて、契約変更を行うものとしします。

◆ 令和8年4月1日以降に入札公告又は指名執行通知等を行うものから適用します。